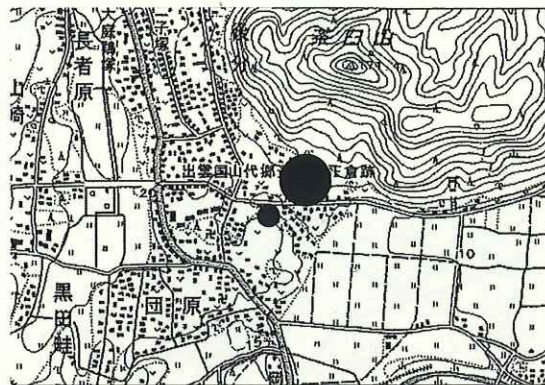


史跡出雲国山代郷遺跡群 南新造院跡・南新造院瓦窯跡の国史跡追加指定及び名称変更について

松江市山代町に所在する「山代郷南新造院跡・山代郷南新造院瓦窯跡」は、令和 7 年 6 月 20 日に開催された国の文化審議会文化財分科会にて国史跡に追加指定及び名称変更するよう答申され、令和 7 年 9 月 18 日に官報告示がなされました。

(1) 追加指定の内容

名 称	(旧) 史跡出雲国山代郷遺跡群
	正倉跡
	北新造院跡
(新)	史跡出雲国山代郷遺跡群
	正倉跡
	北新造院跡
	南新造院跡
	南新造院瓦窯跡



所在地	既 指 定 地	島根県松江市大庭町字内屋敷34 番地 1 外 20 筆 (正倉跡)
		島根県松江市矢田町字来留美510 番地 1 外 5 筆 (北新造院跡)
	追 加 指 定 地	島根県松江市山代町字内堀138 番地 1 外 19 筆 (南新造院跡・瓦窯跡)
面 積	既 指 定 地	15,651.97 m ²
	追 加 指 定 地	6,489.48 m ²
	合 計	22,141.45 m ²

(2) 概要

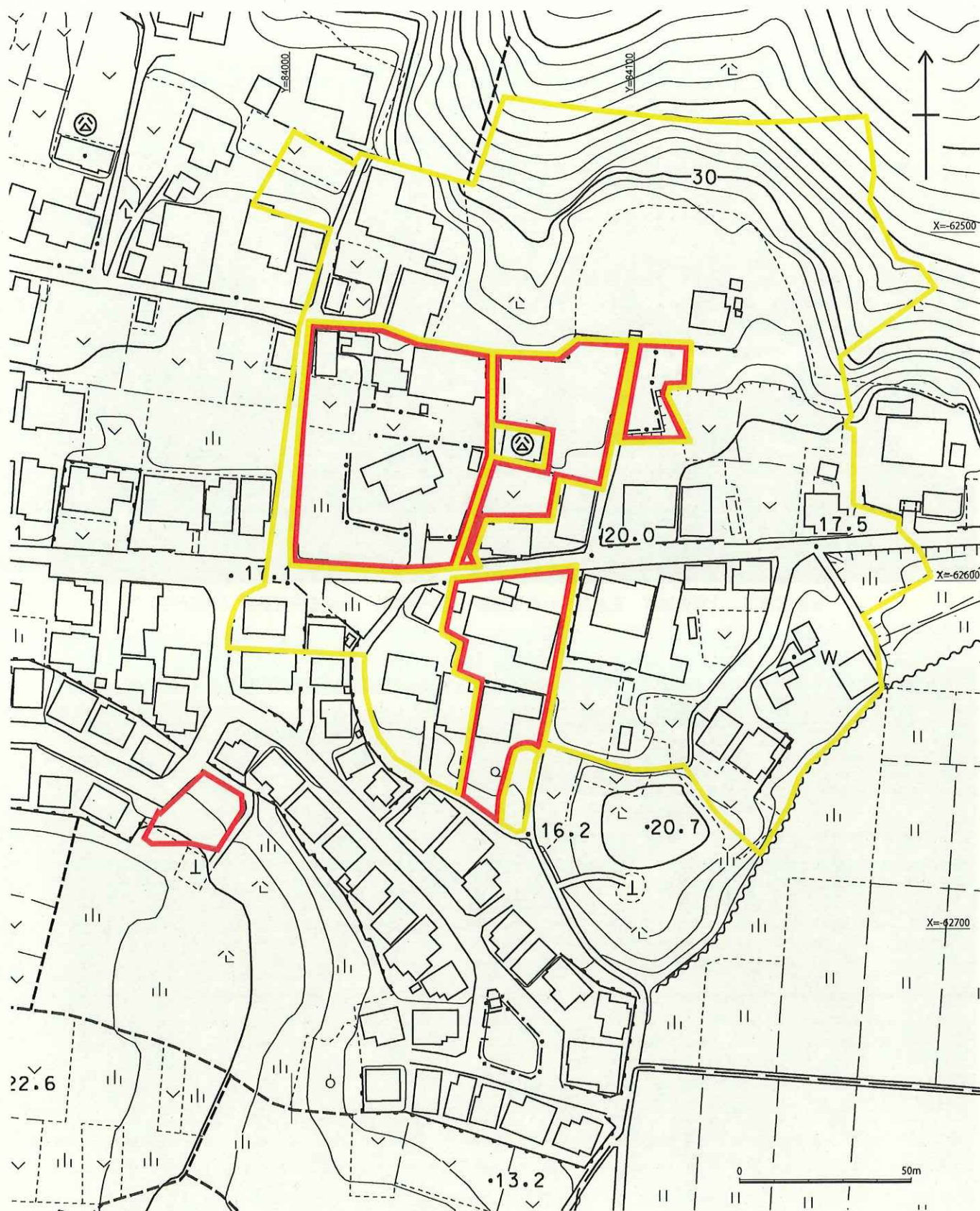
出雲国山代郷遺跡群は、松江市南東部に所在する奈良時代の公的施設と古代寺院跡で構成されている。これらの遺跡は、同時代の『出雲国風土記』（733 年）に位置や施設の概要、建立者についての記述がある。

正倉跡は、昭和 54・55 年の発掘調査で、租税として納められる穀物等を収納するための公的な倉庫（正倉）が、整然と並ぶことが確認された。昭和 55 年に国史跡に指定され、現在は史跡公園として整備されている。北新造院跡は、山代郷に 2 つある「新造院」（古代寺院）のひとつで、平成 8～18 年にかけて行った発掘調査で、寺院跡が良好な状態で保存されていることが明らかになった。奈良時代の文献から建立者の出自が明らかな稀有な遺跡として、平成 14 年に史跡山代郷正倉跡に追加指定、名称変更され、史跡出雲国山代郷遺跡群 正倉跡 北新造院跡となった。

この上記 2 遺跡に、『出雲国風土記』記載の南新造院跡と、その建立に関連する南新造院瓦窯跡の 2 遺跡を追加し、名称を変更するものである。

(3) 追加指定及び名称変更理由

『出雲国風土記』に登場する意宇郡山代郷の 2 つの新造院跡とその関連遺跡で、古代の地方寺院に関する文献史料の記録に対応する遺跡が確定できる稀少な事例であり、一体的に評価することで古代の出雲国における地方寺院の成立と展開を理解できる重要な遺跡群である。今回、南新造院跡と、南新造院に瓦を供給した南新造院瓦窯跡を追加し、名称を変更する。

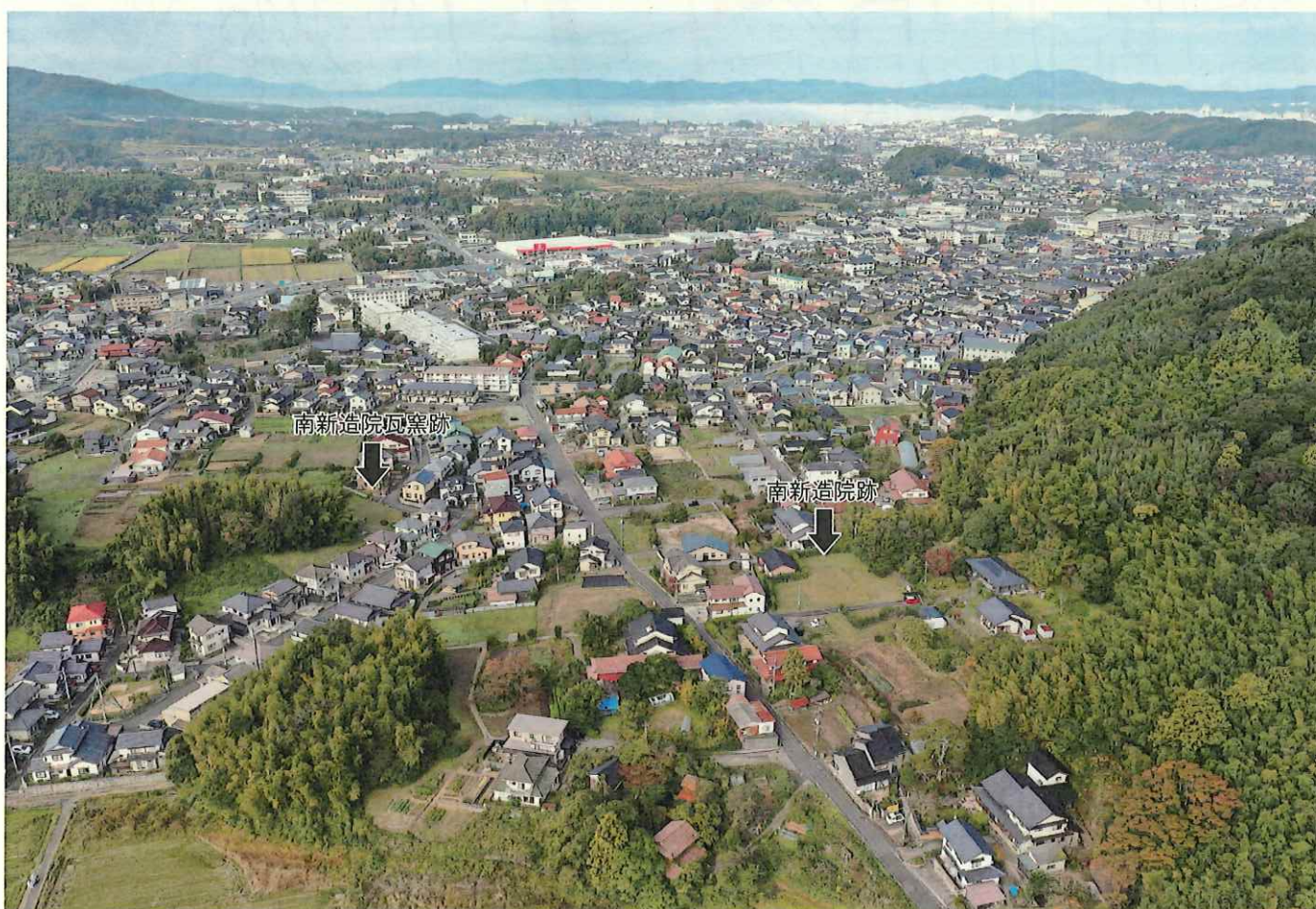


今回指定する範囲
 今後保護を要する範囲

指定等の対象地域の範囲を示す地形図



史跡出雲国山代郷遺跡群 正倉跡 北新造院跡 南新造院跡 南新造院瓦窯跡（南西から）



南新造院跡および南新造院瓦窯跡（東から）

追加指定地俯瞰写真 1



山代郷南新造院跡（南東から）



山代郷南新造院瓦窯跡（北東から）

追加指定地俯瞰写真 2



南新造院跡 寺城南辺地区 南門跡（北から）



南新造院瓦窯跡 3号窯跡（北東から）



南新造院瓦窯跡 2号窯跡 切隅軒瓦出土状況



南新造院瓦窯跡 3号窯跡 窯詰め状況（北東から）

遺跡の価値を示す写真

松江市所在の文化財数

種別	区分						合計
	指定				登録	選択	
	国	県	市	計	国	国	
有形文化財	27 (2)	56	77	160	39		199
建造物	8 (2)	6	12	26	39		65
絵画	1	14	6	21			21
彫刻	8	5	10	23			23
工芸品	5	13	14	32			32
書跡		4	1	5			5
古文書		8	13	21			21
考古資料	5	6	10	21			21
歴史資料			11	11			11
無形文化財		1		1			1
工芸技術		1		1			1
民俗文化財	4	2	8	14	2	3	19
有形民俗文化財	3	2	6	11	2		13
無形民俗文化財	1		2	3		3	6
記念物	29 (1)	19 21	28	76 78	1		77 79
史跡	22	16 18	10	48 50			48 50
名勝	1		2	3	1		4
史跡及び名勝	1			1			1
名勝及び天然記念物	1			1			1
天然記念物	4 (1)	3	16	23			23
計	60 (3)	78 80	113	251 253	42	3	296 298

※ () は国宝又は特別記念物の数で内数

